令和6年度 北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

この要領は、令和6年度 北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務の委託契約 予定者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称:

令和6年度北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務

(2) 業務の内容等:

令和6年度 北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

- (3) 契約期間:契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 予定価格: 11,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
 - 営業種目

大分類: 役務 中分類: イベント、広告、各種調査業務、諸サービスまたはその他役務 の提供

※なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL077-528-4314)

4. 質問および回答の方法等

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付方法 質問票により電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は 受け付けない。なお、電子メールを送信した場合は、必ず電話で連絡 すること。 電子メールアドレス: bh0001@pref. shiga. lg. jp

- (2) 受付先 滋賀県総務部市町振興課
- (3)受付期限 令和6年5月8日(水)17時(必着)
- (4) 回答方法 期間中に提出されたすべての質問をとりまとめ、質問票の提出のあった 者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質 問および回答の内容を掲載する。

https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/shicyou/ (滋賀県>県政情報>県の概要>県内の市町)

(5) 回答期日 令和6年5月10日(金)17時を目途に回答する。

6. 企画提案書等の提出

(1)提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類(以下、企画提案書等とい

う)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

提出書類記載事項等②技①企画提案書等提出書様式の必要事項を記載する。① 1	ページ数 是出部数 1 ページ
① 企画提案書等提出書 様式の必要事項を記載する。 ① ① ② 括	
	1ページ
(様式1) 事業所名、所在地住所、代表者氏名を記 ② 1	
	1 部
載し、会社印および代表者印を押印する	
こと。	
② 企画提案書 ●提案全体 ①2	20 ページ以内
・企画提案全体のコンセプト、狙い、事 ②4	4部(正本1部、副
業の実施スケジュール、業務の実施体本	3 部)
制について記載する。 ※1	E本1部は、社名を
記載	載することとし、副
●各事業の内容 本:	3部には、社名、ロ
・仕様書 5 (1) について	等は一切記載しな
選定予定のコーディネーターについ いこ	こと。
て、実績や資質等を記載する。	
・仕様書5 (2) について	
業務管理体制について記載する。その	
際、各市に対する業務割合が平均的に	
なるような工夫について併せて記載	
すること。	
・仕様書5 (3) について	
事業者等との関係性の構築を進める	
ために工夫することや、独自のノウハ	
ウ等について記載すること。	

・仕様書5 (4) について	
テーマ案や目的を踏まえたコミュニ	
ケーションツールの作成について、作	
成手法や手順、保有または外部機関と	
の連携により提供できるノウハウな	
どについて記載すること。外部機関と	
の連携を予定する場合は、その詳細を	
記載すること。	
・仕様書5 (5) について	
ターゲットやターゲット別の浸透方	
法、広報戦略について、検討方法や具	
体的な想定があれば記載すること。	
●情報セキュリティ	
・情報セキュリティ対策の実施内容およ	
び管理体制、情報セキュリティインシ	
デントへの対処方法について記載す	
る。	
③ 経費見積書 仕様書に示すすべての企画、運用に要す	①-
(様式任意) る経費を計上すること。	②1部
消費税および地方消費税を含むこと(税	
額を明示すること)。	
事業所名、所在地住所、代表者氏名を記	
載し、会社印および代表者印を押印する	
こと。	
④ 実績調書 類似の事業を実施した実績について記	①-
(様式任意) 載する。	②1部
⑤ 添付書類 ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推	①-
(該当がある場合) 進企業」の登録がある場合には、同登	②1部
録証(県発行)の写しを添付。	
イ 次世代育成支援対策推進法に基づく	
基準適合一般事業主として厚生労働	
大臣の認定がある場合には、同認定通	
知書(労働局発行)の写しを添付。	
ウ 高年齢者雇用確保措置について、労	
The day of the state of the sta	
使協定の締結または就業規則の労働	
使協定の締結または就業規則の労働 基準監督署への届出を行っている場	

箇所の写しを添付。

- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義 務がある事業者であって、法定雇用率 を達成している場合は、公共職業安定 所に提出している「障害者雇用状況報 告書」の写しを添付。
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義 務がない事業者であって、障害者を雇 用している場合は、障害者を雇用して いる旨の申立書(様式任意)を添付。
- カ「しが障害者施設応援企業」の認定を 受けている場合には、同認定通知書 (滋賀県発行)の写しを添付。
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律 に基づく基準適合事業主として厚生 労働大臣の認定を受けている場合に は、同認証通知書(労働局発行)の写 しを添付。
- ク「滋賀県女性活躍推進企業」の認証が ある場合には、同認証書(県発行)の 写しを添付。
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律に基づく基準適合一般 事業主として厚生労働大臣の認定を 受けている場合には、同認定通知書 (労働局発行)の写しを添付。
- コ 環境マネジメントシステムのうち、 下記のいずれかの認証・登録を受けて いる場合には、登録証、証明書もしく は認証の写しを添付。
- ○国際標準化機構が定めた規格 I S014001 に適合している旨の認証
- ○一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月30日以前に登録・更新し た場合は、財団法人地球環境戦略研 究機関持続性センター)の実施する エコアクション21の認証、登録
- ○特定非営利活動法人 KES 環境機構の

実施する KES・環境マネジメントシス	
テム・スタンダードの登録	
○一般財団法人エコステージ協会の実	
施するエコステージの認証	

※留意事項

- ・各提出書類は、全てA4サイズ(縦・横は問わない)とする。
- ・各提出書類は、クリップを使用し、ステープラやパンチを使用しないこと。
- (2) 提出先 滋賀県総務部市町振興課(所在地は下記参照)
- (3) 提出期限 令和6年5月17日(金)17時(必着)

※土曜日、日曜日および祝日を除き、各日9時から17時まで受け付ける。

- (4) 提出方法 持参または郵送による。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。
- 7. 審査および契約予定者の決定方法

(1)審査概要

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による審査を経て契約予定者を選定 する。審査会では、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査会

当課および関係課の委員をもって設置する(委員3名)。提案された企画提案書等を、 次の評価項目により総合的に審査する。

(3)審査基準

番号	評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	評価点
1	全体	仕様書に記載の本事業の「目的」を理解しているか	5
2		事業実施スケジュールについて事業実施の効果が高めら れるように組まれているか	5
3		業務が遂行可能な実施体制および役割分担が具体的に記載されているか	5
4		仕様書5(1)について、コーディネーターとしての資質や経験、能力は業務の実施に効果的か	25
5		仕様書5 (3) について、目的を踏まえ、関係者等との 関係性構築に対する工夫があるか	10
6		仕様書5 (4) について、効果的なコミュニケーション ツールの検討や企画提案、作成が期待できるか	15

7		仕様書5 (5) について、想定されるターゲットやター ゲット別の浸透方法、広報戦略について効果的な検討や 分析が期待できるか	5
8	類似業務の経験	類似業務での経験、実績を有し、実施方法に過去の類似 事業の経験・蓄積を踏まえた工夫等、具体的な方法がみ られるか	10
9	経済性	見積価格は現実的で妥当な内容で積算され、経済性の高いものとなっているか ○評価基準 予定価格の80%未満 10点 予定価格の80%以上~85%未満 8点 予定価格の85%以上~90%未満 6点 予定価格の90%以上~95%未満 4点 予定価格の95%以上~100%未満 1点 予定価格と同額 0点	10
10		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を 受けているか	1
11		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主 として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
12		高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または 就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
13	その他	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 (a)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 (b)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 (c)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 (d)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
14		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1

15	環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか (a) 国際標準化機構が定めた規格 IS014001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録	1
	環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコス テージの認証	
16	滋賀県内に本店を有する者であるか	4
	合計	100

- (4) プレゼンテーションおよび審査会の日時等
- ①日時 令和6年5月21日(火)14:00から
- ②場所 滋賀県庁 会議室(滋賀県大津市京町四丁目1-1)
- ③プレゼンテーションの実施方法
 - ・出席者は1提案者につき3名以内とする。 可能であれば、コーディネーター候補者を参加させること。
 - ・個別事業者の開始時間、集合場所等については企画提案書提出事業者あて別途通知 する。
 - ・1 提案者あたりの持ち時間は25分(説明15分、質疑応答10分)を予定し、当課から連絡した時間から順次、個別に行うものとする。
 - ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づき実施する。 なお、企画提案書等の内容を拡大したボード等の持込みおよび使用はできるもの とするが、追加提案や追加資料の配付は認めない。

(5) 契約予定者の決定

①決定方法

審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等および提案者によるプレゼンテーションにより審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

なお、総合点の最も高い者が複数あった場合は、評価項目1~8の評価点の合計が 最も高い者を契約予定者とする。この評価点の合計が同一である場合は、見積金額の 最も低い者を契約予定者とする。

② 審査結果

審査結果は、企画提案書等を提出した者全員に、文書で通知する。

(6) 審査対象の除外

次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 「3 参加資格」に該当しない場合。
- ② 提出された経費見積書(消費税および地方消費税含む。)の金額が「2(4)予定 価格」で定める金額を超える場合。
- ③ 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- ④ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しない場合。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載内容があった場合。
- ⑥ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しない場合。
- ⑦ 企画提案書等の記載内容に実現ができない項目が含まれていることが判明した 場合。
- ⑧ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

8. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (5) 契約の締結については、選定した契約予定者と滋賀県とが協議し、委託業務に係る 仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協 議により最終的に決定する。
- (6)採用後の企画・制作等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。
- (7) 採用された企画案でも、本業務の達成のために、実施過程において協議の上、内容 の変更を行う場合があること。
- (8) 本業務における成果物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。
- (9)受託者は、本業務に係る作業等により作成された著作物がある場合、著作物に対する著作者人格権を、滋賀県および滋賀県の指定する者に対して行使しないものとする。
- (10) 受託者は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその 他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じること。
- (11) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、滋賀県が特に当該 著作物の使用を指示したときを除き、受託者は、当該著作権の使用に関して費用の負 担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に滋賀県の承認を得ること。
- (12) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担

と責任において一切を処理すること。

- (13) 本業務は令和5年度の成果を活用することとしており、令和5年度の成果については公告ページに掲載するので、確認すること。
- 9. 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

滋賀県総務部市町振興課 森

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3231

e-mail: bh0001i@pref.shiga.lg.jp